附則第十七条の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第六号イの表(2)中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の地方税法」という。）」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「ついて平成二十一年改正前」を「ついて平成二十四年改正前」に、「平成二十二年度又は平成二十三年度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改め、同号ロの表(2)中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十二年度又は平成二十三年度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改め、同条第八号イ及びロ中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「平成二十二年度又は平成二十三年度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改める。

附則第十七条の二の見出しを「（平成二十五年度又は平成二十六年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表の第一号の上欄中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に改め、同号の中欄中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に改め、同号の下欄中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第二号の上欄中「平成二十一年度の」に、「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号の下欄中「平成二十一年度の」を「平成二十四年度の」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第四号の上欄中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に改め、同号の中欄中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第五号中「平成二十二年度に」を「平成二十五年度に」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表の第六号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第二項中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第三項中「平成二十二年度適用土地」を「平成二十五年度適用土地」に、「平成二十二年度類似適用土地」を「平成二十五年度類似適用土地」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第三項の表以外の部分中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項の表の第一号及び第二号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第三号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第四号中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同表の第五号及び第六号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第四項の表以外の部分中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第五項の表以外の部分中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同項の表第四百十一条第三項の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度の」を「平成二十五年度の」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同表第四百三十二条第一項の項中「平成二十六年度に」に、「平成二十二年度適用土地」を「平成二十五年度適用土地」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十二年度類似適用土地」を「平成二十五年度類似適用土地」に、「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第六項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項の項中「附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項」を「附則第十五条の三第一項」に改め、同条第六項中「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項の表附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項、附則第十五条の二第二項並びに附則第十五条の三第一項の項中「附則第十五条第六項、第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項」を「附則第十五条第五項、第十四項、第二十項、第二十四項、第二十五項、第二十九項、第三十二項及び第三十五項」に、「附則第十五条の三第一項」を「附則第十五条の三